

鳥取県支え愛交通安全条例

障がい者、高齢者、子ども、自転車利用者の交通安全を確保するため、交通ルールを守るとともに、互いを思いやる心を忘れず、交通事故のない鳥取県を目指しましょう。

声かけの推進

- 障がい者、高齢者、子どもの安全な通行への危険や支障があるときは、周りの人が危険を知らせるために声をかけ、必要に応じて誘導や注意を促すなどの配慮に努めましょう。障がい者には、それぞれの障がいの特性に応じた配慮を心がけましょう。

お手伝い
しましょうか



障がい者の交通安全

- 車両接近通報装置（自動車の存在又は接近を音声等で周囲の方に知らせる装置）を搭載している自動車を運転するときは、装置の適切な使用に努めましょう。
- 自動車の運転者は、身体障がい者マーク、聴覚障がい者マークを表示する自動車への「思いやり運転」に努めましょう。（条例では、相手の状態を認識し、それに配慮しながら運転することを「思いやり運転」としています。）

しまっすく



身体障がい者
マーク



聴覚障がい者
マーク

高齢者の交通安全

- 自動車の運転者は、高齢運転者マークを表示する自動車への「思いやり運転」に努めましょう。
- 高齢者は、夜間に道路を歩行するときは、反射材用品の着用を努めましょう。
- 高齢者は、加齢にともなう身体機能、認知機能の状態を把握することに努めましょう。また、必要に応じて、医師や看護師などから自動車の運転や歩行する際に気をつけることの助言を受けるよう努めましょう。



高齢運転者
マーク



子どもの交通安全

- 保護者、地域住民、教育機関などは、連携して通学路など子どもが日常的に通行する道路の交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めましょう。



自転車の交通安全

- 自動車の運転者は、自転車との安全な車間距離を確保するなどの適切な運転操作を行うよう努めましょう。
- 自転車利用者は、歩行者や他の自転車利用者、自動車の安全な通行に支障を及ぼさないように努めましょう。

乗車用ヘルメットの着用

- 自転車利用者は、乗車用ヘルメットをかぶるなどの安全対策に努めましょう。
- 子どもに自転車を利用させるときは、子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めましょう。



自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
- 5 子どもはヘルメットを着用

自転車損害賠償保険の加入

- 自転車利用者、子どもに自転車を利用させる保護者、従業員に自転車を利用させる者、レンタサイクル事業者は、自転車利用中の交通事故による損害を賠償するための保険又は共済（自転車損害賠償保険等）に加入しましょう。

自転車損害賠償保険等の種類

自転車運転中に交通事故を起こし、相手方や第三者に損害を与えた場合、その被害の大きさによって高額な損害賠償金を支払わなければならない場合があります。この賠償責任は未成年者であっても免れることはできません。

すでに加入している保険等で自転車事故に対応できる場合もあります。補償内容を確認してみましょう。

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向けの保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
共 済		全労済、その他共済など
団体保険	企業の団体保険	団体の構成員向けの保険
	P T A の保険	P T A や学校が窓口の保険
T S マーク付帯保険		自転車安全整備士が点検整備した自転車に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		カード会員向けに付帯した保険

